

【 「2025年日本国際博覧会 興行中止保険に関する設計と組成の一括発注について幹事会社及び

共同引受会社選定」公募要領 】

1. 事業名称

2025年日本国際博覧会 興行中止保険に関する設計と組成の一括発注について幹事会社及び共同引受会社選定(以下「本案件」という。)

2. 概要

2025年日本国際博覧会（以下「万博」という。）の安心・安全な開催に向け、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「協会」という。）では、万博の開催準備及び開催期間中におけるリスクマネジメントに取り組んでいる。

一方で、発生確率は低いが発生時には多大な影響が出る事象（大地震、大津波等）は予算措置ではなく保険を手配することが合理的であることから、協会は興行中止保険の付保を検討しており、外部有識者へのヒアリングを行っている。

大規模国際イベントにおける興行中止保険については、保険者が単独で引き受けるのではなく、再保険を手配することが前提となると考えられるので、幹事会社は、保険の仕様詳細を設計する業務（再保険市場と対話を行い、再保険手配が行える補償内容で保険を設計すること）と、保険の組成を行う業務（再保険市場と対話を行い、保険の仕様詳細を満たせるように再保険手配を行うこと）という両業務の実施を想定している。

3. スケジュール

2023年7月20日（木）	公募開始
2023年7月27日（木）	質問書の締切り
2023年8月3日（木）	応募書類の受付開始
2023年8月10日（木）	応募書類の提出締切り
2023年8月中旬頃	選定委員会
2023年8月下旬頃	事業者決定・公表（予定）

4. 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

（1）次の①から③までのいずれにも該当しない者であること。

- ①当該公募に係る業務を遂行する能力を有しない者
- ②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

（2）主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納して

いること。

(3) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(4) 経済産業省 又は 大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

(5) 保険業法（平成 7 年法律第 105 号）第 3 条第 5 項の損害保険業免許、同法第 185 条第 5 項の規定に基づく外国損害保険業免許又は同法第 219 条第 5 項の規定に基づく特定損害保険業免許を有するものであること。

5. 注意事項および協会の興行中止保険加入検討について

本案件の目的は、専門的かつ最新の知見を持ち、最も優秀な興行中止保険の提案を行うことのできる保険会社を最優秀事業者として選定することである。

保険の手配時期・仕様詳細等については、最優秀事業者と今後検討を深めていく予定である。したがって、公募に際して、協会は保険の設計と組成を求めないため、見積り提出は不要である。最優秀事業者と協会が秘密保持契約を締結したうえで、協会にて策定している各種リスクマネジメント情報を提供する。最優秀事業者は、興行中止保険の仕様詳細を設計、組成し（支払限度額、補償範囲、保険料等を含む）、協会は設計された興行中止保険について最終的な加入是非を判断する。

そのため、最優秀事業者による協会への提案の結果、興行中止保険の契約締結を必ずしも行なわない可能性がある。なお、協会が提案された興行中止保険に加入する場合には、最優秀事業者は必ず当該保険の幹事会社になることとする。また共同引受会社については、公募順位に基づいて幹事会社より打診することを想定しているが、共同引受会社は辞退することもできる。加えて、保険の特性上共同引受会社を選定しないこともある。

なお、協会が提案された興行中止保険に加入する場合には保険料に保険提案に要した費用も含めて支払うが、最終的に契約締結しなかった場合は、最優秀事業者が興行中止保険提案に要した費用を含む一切の費用を協会は支払わないことに注意する。

6. 公募形式について

本公募は、下記 2 つの事業者の選定を行うものであるため、応募申込時には注意すること。

(1) 最優秀事業者（保険に加入する際の幹事会社）の選定

幹事会社として応募のあった事業者の中から、最優秀事業者を選定する。幹事会社に落選した場合に共同引受会社として参加する意思がある場合には、同時に (2) の選定にも参加することができることとし、応募申込書にて意思を表明すること。ただし、共同引受会社は辞退することも可とする。

(2) 共同引受会社の選定

共同引受会社として応募のあった事業者の審査を行い、幹事会社から共同引受会社として打診を受ける可能性のあるものを決定する

※ (1)、(2) ともに応募方法は下記 8. の通りとする。

7. 公募期間

2023年7月20日（木）から2023年8月10日（木）まで

8. 応募方法

（1）配布資料及び配布方法

協会ホームページから資料をダウンロードすること。（郵送による配布は行わない。）

（2）応募書類の受付期間

2023年8月3日（木）から2023年8月10日（木）まで

（3）応募書類の提出先

〒559-0034

大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎 43階（受付）

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会

総務局 財務部 経理課（担当：中山、栗原）

電話番号：06-6625-8658

（4）提出書類

【応募時に必要な書類】

ア 応募申込書（様式1）（Word形式）

イ 誓約書（様式2）（Word形式）

ウ 決算資料 ※外部格付やソルベンシー・マージン比率がわかる資料を含む。

エ 興行中止保険引受体制説明資料（書式任意） ※内部体制がわかる資料とすること。

オ 興行中止保険引受実績資料（書式任意） ※審査基準に照らして明示すること。

カ 興行中止保険支払実績資料（書式任意） ※審査基準に照らして即応結果を明示すること。

キ 持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）（様式3-1：Excel形式）

【審査委員会にて審査後、最優秀事業者のみ提出】

ク 定款又は寄付行為の写し（原本証明すること。）（1部）

ケ 法人登記簿謄本（1部）（発行日から3か月以内のもの。）

コ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3か月以内のもの）

①本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

サ 使用印鑑届（様式4：原本1部）

シ 印鑑証明書（原本1部）

ス 暴力団排除条例に基づく誓約書（様式5：原本1部）

セ 持続可能性の確保に向けた誓約書（様式3-2：原本1部）

※クからセの資料の提出期日は審査結果通知にて最優秀事業者に知らせる。

（5）応募書類の提出方法

上記（4）の書類に必要な事項を記入のうえ、上記（3）の提出先に郵送により提出すること。

※2023年8月10日（木）までの消印があるものを有効とする。

また、郵送と併せて、必ず、2023年8月10日（木）17時までに、電子メールで、応募書類のデータを送信すること。（送信先：ibentohoken@expo2025.or.jp）

●折り返し、担当者から応募書類受領完了のメールを送信する。なお、翌日（翌日が土曜日の場合は、翌月曜日）の10時までに、担当者からの応募書類受領完了のメールが届かなかった場合は、下記まで連絡すること。

【受領完了メールが届かなかった場合の連絡先】

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会

総務局 財務部 経理課（担当：中山、栞原）

電話番号：06-6625-8658

（土曜日、日曜日を除く10時から17時 ※12時から13時を除く）

（6）費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

（7）応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

（8）応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

9. 説明会

説明会は実施しない。

10. 質問の受付

（1）質問の受付期間

2023年7月20日（木）から2023年7月27日（木）17時まで

（2）質問の提出方法

電子メールで受付ける。（送信先：ibentohoken@expo2025.or.jp）

※「件名」の始めに「【質問】「2025年日本国際博覧会 興行中止保険に関する設計と組成の一括発注について幹事会社及び共同引受会社選定」の公募」と明記し、質問内容を「質問票」（様式6）に記載して添付すること。

※口頭、持参、電話、FAXによる質問は受け付けない。

●折り返し、担当者から質問票受領完了のメールを送信する。なお、翌日（翌日が土曜日の場合は、翌月曜日）の10時までに、担当者からの質問票受領完了のメールが届かなかった場合は、下記まで連絡すること。

【受領完了メールが届かなかった場合の連絡先】

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会

総務局 財務部 経理課（担当：中山、栞原）

電話番号：06-6625-8658

（土曜日、日曜日を除く 10 時から 17 時 ※12 時から 13 時を除く）

● 質問への回答は、メール送信により行う。なお、質問回答を踏まえて、応募にあたり留意すべき事項がある場合は、2023年8月2日（水）までに協会ホームページ【2025年日本国際博覧会「興行中止保険に関する設計と組成の一括発注について幹事会社及び共同引受会社選定」の公募について】に掲載する。（<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>）

11. 審査の方法

（1）審査方法

ア 審査は下記（2）の審査基準に基づき、外部有識者による選定委員会にて書類審査を行う。（プレゼンテーション審査は行わない。）

イ 幹事会社として応募した場合の審査は下記（2）の審査基準に基づき、最優秀事業者1社を選定する。ただし、最高点の事業者が複数いる場合は、「3.大規模国際イベントの興行中止保険引き受け実績及び支払実績」の項目の評価点が高いものを最優秀事業者とする。加えて、評価点が1000点中500点以下の事業者は最優秀事業者として選定しないこととする。

ウ 共同引受会社として応募した場合の審査方法は下記（2）の審査基準のうち1.3.で審査を行い、優秀事業者の順位付けを行う。

エ 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

（2）審査基準

審査項目	審査内容	配点
1. 保険会社の経営状況 ①S&P ②Moody's ③R&I ④異常危険準備金積立率 ⑤リバンス・マージン比率	・大規模国際イベントを引き受ける保険会社として経営、財務の健全性が適切であること。 ・巨大災害時にも十分な保険金支払余力を有し、迅速な保険金支払いが可能であること。	350点
2. 興行中止保険の引受体制 ①元受保険引受業務 ②再保険手配業務 ③損害査定業務 ④（保険金支払の）即応体制	・大規模国際イベントにおける興行中止保険の引受実務を、提案者内で完結できること。 ※ただし保険引受実務とは、元受保険引受業務、再保険手配業務、損害査定業務のことを指す。 ・元受保険引受業務、再保険手配業務、損害査定業務、保険金支払業務のそれぞれにおいて専門部署が設けられているか。また、緊密な連携の取れる体制になっているか。	350点
3. 大規模国際イベントの	直近10年間で開催された大規模国際イベントにおける	300点

<p>興行中止保険引受実績及び支払実績</p>	<p>日本国内元受の興行中止保険・幹事引受実績があること。また、引受実績における保険金支払実績の有無と支払実績の即応性の事実</p> <p>※ただし、日本国内のみのイベントや、小規模な国際イベントでは規模が異なり、ノウハウや経験が活かされない為、支払限度額が10億円以上の国際イベントを対象とする。</p> <p>※国際イベントとして、「公式参加国」または「公式出演者の国籍」が10か国以上のイベントであること。なお、観客・入場客の国籍ではない点に留意すること。</p> <p>※即応性の事実は事故発生から保険金支払まで要した日数。</p>	
<p>合 計</p>		<p>1000点</p>

(3) 審査結果

ア 審査結果は採択に関わらず、全応募事業者に通知する。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【2025年日本国際博覧会「興行中止保険に関する設計と組成の一括発注について幹事会社及び共同引受会社選定」の公募】において公表する。(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

- ① 最優秀事業者（名称・評価点）
- ② 全応募事業者の名称 ※50音順
- ③ 全応募事業者の評価点 ※得点順（応募者が2者であった場合、次点者の得点は公表しない）
- ④ 最優秀事業者の選定理由 ※講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外する。

ア 選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募事業者と応募した内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募事業者に対して応募した内容を意図的に開示すること。

エ 応募書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

12. 持続可能性の確保

(1) 契約相手方は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとする。

(2) 契約相手方は、本契約の履行に際し、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」（以下

「調達コード」という。) の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。

(https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/uploads/220630_procurement_code.pdf)

- (3) 契約相手方は、協会が契約相手方におけるサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。
- (4) 契約相手方は、協会が契約相手方による調達コードの遵守状況について協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。ただし、契約相手方が協力の支障のあることについて正当な理由を有するとき、この限りではない。
- (5) 協会が契約相手方による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、契約相手方は、改善に取り組み、その結果を協会に報告しなければならない。

13.その他

- (1) 応募にあたっては、公募要領、その他別添の資料を熟読し遵守すること。
- (2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）等を遵守すること。
- (3) 本公募に係る応募提案手続きについて協会と参加者との間で用いる言語は、日本語とする。